

令和7年度 介護福祉士等修学資金貸付事業 募集案内

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会

この制度は、介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設（以下「養成学校」という）に在学し、資格を取得して、卒業後に大分県内において介護・相談業務等に従事しようとする方に、無利子で介護福祉士修学資金、または社会福祉士修学資金を貸し付ける制度です。

また、養成学校を卒業後1年以内に、大分県内において介護福祉士または社会福祉士の受験範囲に定める介護・相談等業務に一定期間従事した場合、返還債務の全額が免除されます。

この事業は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が実施します。

貸付対象者

介護福祉士または社会福祉士を養成する養成学校に在学している方で、養成学校を卒業後、1年以内に介護福祉士資格、または社会福祉士資格を取得し、大分県内において介護の仕事、または相談援助の仕事に従事する意思のある方です。

詳しくは、県社協のホームページにある手引きを確認してください。

貸付金額

養成学校在学期間中に、下記の金額を上限に貸付します。

(1) 介護福祉士修学資金貸付・社会福祉士修学資金貸付

- ①修学資金（月額） 5万円以内
- ②入学準備金（初回貸付時のみ） 20万円以内
- ③就職準備金（最終回貸付時のみ） 20万円以内
- ④国家試験受験対策費（上限2年分） 8万円以内（1年度あたり4万円以内）

※国家試験受験対策費は、介護福祉士修学資金貸付のみ対象となります。

- ⑤介護福祉士修学資金貸付は合計168万円以内、社会福祉士修学資金貸付は合計100万円以内。

(2) 通信制の社会福祉士養成学校に修学する場合

- ①修学資金（月額） 3万円以内
- ②入学準備金（初回貸付時） 10万円以内
- ③合計64万円以内。

(3) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金との併用

高等教育の修学支援新制度(以下「新制度」という)が対象となる場合は、優先して新制度を利用してください。その場合、いくつか制限がありますので、詳細は県社協のホームページにある手引きを確認してください。

貸付期間

原則として、養成学校に在学する正規の修学期間です。

大学の場合、2年次以降で申請した場合は、入学準備金が貸付対象外になります。

貸付利子

無利子です。

ただし、最終返還期限を過ぎた場合、返還すべき額につき、年3%の延滞利子が発生します。

申し込み

まずは詳しい内容を、県社協のホームページにある手引きで確認してください。申し込みは在学している学校を通じて行います。わからないことがあったら、県社協にお問い合わせください。

募集（申請）期間

募集期間：令和7年4月21日（月）～6月27日（金） 必着

高等教育の修学支援新制度と併用する方は募集締切：令和7年7月25日（金） 必着

書類の提出先・お問い合わせ先

〒870-0907

大分県大分市大津町2丁目1番41号

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 福祉資金部

介護福祉士修学資金貸付・社会福祉士修学資金貸付担当者

TEL:097-515-7771 FAX:097-515-7772

★大分県社会福祉協議会のホームページに様式等を掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。<http://www.oitakensyakyo.jp>